平成２７年（フ）第２０３号
神奈川県横須賀市公郷町３丁目14番地　ファミーユ大門201
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２３３号
神奈川県横須賀市公郷町５丁目55番地　メゾンルピナス302
債務者　佐藤ゆかり
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２４３号
神奈川県逗子市桜山４丁目13番19号　第２露木荘102
債務者　横前真紀子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第５２４号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央２丁目６番地４
債務者　君ケ袋美津江
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３１号
奈良県五條市釜窪町1315番地の５
債務者　二階　近男
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第２３９号
青森市小柳５丁目17番23号　市営住宅小柳第２団地３－15
債務者　相馬　聖良
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
青森市問屋町１丁目15番10号　ほのぼの寮
債務者　會津　愛美
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６０７号
千葉県柏市豊四季331番地８　コートヒルズ豊四季310号
債務者　大須賀智子（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６１０号
千葉県松戸市大金平３丁目133番地　ファスト・ラフィーヌ105号
債務者　竹内　裕人
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６７２号
千葉県野田市西高野332番地３　関宿コーポ203
債務者　渡邊　和春
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６７３号
千葉県柏市布施143番地４
債務者　加藤　貴子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２２８号
神奈川県横須賀市久比里１丁目26番Ｂ－602号
債務者　相澤　　浩
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２３５号
神奈川県横須賀市長坂１丁目１番２－306号
債務者　雨貝健太郎
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２３９号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番１－208号
債務者　田中　貴子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第４号
神奈川県横須賀市浦上台２丁目23番１号
債務者　三宅　唯介
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４８１号
神奈川県厚木市下川入404番地３　第５シブヤハイツ103、前住所神奈川県大和市下鶴間2141番地１　グリーンヒルつきみ野307
債務者　武田　義久
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５３７号
神奈川県平塚市四之宮２丁目21番46－103号フェリシティ
債務者　今田　和男
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部